

条例見直しについて③ (障害を理由とする差別の解消を推進するための施策について)

【現行の条例】

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により、より困難な状況に置かれているときは、その状況に応じた合理的配慮がされる必要があること。

(7)～(8) 略

(9) 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(10) 全ての障害者は、災害時においてその障害の特性に応じた適切な支援がなされる必要があること。

(障害及び障害者に対する関心と理解の促進のための取組)

第16条 本市は、障害及び障害者に対する事業者及び市民の関心と理解を深めるため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 障害及び障害者に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(2) 障害及び障害者に対する関心と理解を深めるために必要な情報を収集し、整理し、及び提供すること。

(3) 障害及び障害者に対する関心と理解を深めるための活動及び交流を促進すること。

(4) 障害及び障害者に対する関心と理解を深めるための教育を推進すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(情報保障及び意思疎通の支援)

第17条 本市は、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話、点字、文字の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵等を用いた表示その他の障害の特性に応じた意思疎通等の手段による情報の提供を行うとともに、意思疎通に係る支援、当該手段の普及等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 本市は、前項の規定に基づいて手話に関する施策を講ずるに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下に行わなければならない。

(災害時の支援)

第18条 本市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、障害の特性に応じた意思疎通等の手段による情報の提供を行うとともに、障害者の安全を確保するために必要な支援及び環境の整備を行うものとする。

【条例制定時の考え方】

- ・条例の制定に際しては、法の実効性の確保のため、相談体制の整備や紛争解決を図るための体制整備に加え、施策の推進について条文化した。（障害者への差別の解消に資する施策を含む障害者支援に関わる各施策については、「広島市障害者計画 [2018-2023]」に基づき取組を進めている。）
- ・社会的障壁の除去に当たり、特に手話を含む意思疎通手段による情報保障やその普及・啓発についての重要性が高まっていることを踏まえ、施策の推進について条文化した。

＜条例に基づく施策の推進状況等について＞

- ・令和3年11月事業開始の「みんなのお店ひろしま」宣言店は、令和5年1月末現在11店舗の実績であり、より一層の対象店舗の拡大を図り、事業者の合理的配慮の提供事例を集積し、事例集などにより周知・提供を行うことが必要【事業実績より】
- ・補助金等の経済的支援や研修・講演会の開催、対応事例集が必要【事業者アンケートより】
- ・法や条例のPR不足、障害及び障害者に対する理解不足。【障害当事者等との意見交換会より】
- ・障害を理解するためには、共に過ごして育て共に学ぶインクルーシブの視点が必要【障害当事者等との意見交換会より】
- ・発達障害など、視覚的な支援が必要な人に対し、口頭だけでなく、文字や写真、絵などを用いた説明が必要（情報保障）。【障害当事者等との意見交換会より】
- ・聴覚障害がある人に対する合理的配慮として、安全が確保される場合は、マスクを外して口の形を見せるようにするなど、コロナ禍での生活様式の変化を考慮した事例の公表が必要【障害当事者等との意見交換会より】

【条例見直しに係る考え方（検討の方向性）】

- ・改正法では、支援措置の強化のため、地方公共団体は障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努める旨が新たに追加された。
⇒ 条例第16条(2)において、必要な情報を収集し、整理し、及び提供することについて、規定しているが、見直しの検討が必要か。
- ・基本方針の改定案で、合理的配慮の提供や情報収集、整理に当たっての留意点として、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮する旨が追加された。
⇒ 条例第3条（基本理念）の(6)で性別や年齢等の状況に応じた合理的配慮がされる必要がある旨を規定するとともに、同条(9)で情報保障・意思疎通支援について、同条(10)では災害時の場面において、全ての障害者へ適切な支援が必要である旨を規定しているが、見直しの検討が必要か。

【その他】

- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法）との関連
⇒ 条例第3条（基本理念）において、障害者の意思疎通の選択の機会の確保、情報の取得又は利用のための手段の選択の機会の拡大を挙げており、同第17条（情報保障及び意思疎通の支援）、同第18条（災害時の支援）には、法の規定と同内容を明記しているが、見直しの検討が必要か。

参考 1

本市の現行の施策と障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の関連

	法の基本的施策	本市の施策
障害者による情報取得等に資する機器等（11条）	①機器・サービスの開発提供への助成、企画の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 【国・地方 義務】	視覚障害者情報センターの運営、難聴児補聴器購入費助成 など
	②利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援 【国・地方 努力義務】	ICT講習会の開催、社会参加促進事業のパソコン教室、広島市視覚障害者ICT利活用支援ボランティア養成・派遣事業
	③関係者による「協議の場」の設置 【国 義務】	※国の役割
防災・防犯及び緊急の通報（12条）	①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 【国・地方 義務】	ファックスによる災害避難情報の提供
	②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 【国・地方 義務】	広島市 e メール 119 番、Net119 緊急通報システム
障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条）	①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 【国・地方 義務】	手話奉仕員養成事業、要約筆記者・奉仕員養成事業 など
	②事業者の取組への支援 【国・地方 努力義務】	※間接的な支援としては、「みんなのお店ひろしま」宣言制度
障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条）	①相談対応に当たっての配慮 【国・地方 義務】	※合理的配慮の提供として、各課等で対応する（している）もの。具体的な施策としては、手話相談員の設置やタブレット端末等による手話相談支援、「視覚障害者宛て公文書」に係る点字サービス事業 など
	②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 【国・地方 義務】	
国民の関心・理解の促進（15条）	機器の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 【国・地方 義務】	手話奉仕員養成講座等の HP や広報紙「市民と市政」での周知・募集、「みんなのお店ひろしま」宣言制度 など
調査研究の推進等（16条）	障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及 【国・地方 努力義務】	※現状当てはまる施策なし

参考 2

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条

1 項略

2 項 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案

※第 72 回政策委員会資料から修正のあった箇所については、《二重山形かっこ》で前後を挟んでいる。
令和 4 年 11 月 14 日開催の第 73 回 障害者政策委員会の資料 7 より抜粋

第 5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

1 省略

2 啓発活動

障害を理由とする差別については、国民一人一人の障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられる。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者に対する障害を理由とする差別は解消されなければならないこと、また障害を理由とする差別が、本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことを国民一人一人が認識するとともに、障害を理由とする差別の解消のための取組は、障害者のみならず、全ての国民にとっての共生社会の実現に資するものであることについて、理解を深めることが不可欠である。このため、内閣府を中心に、関係行政機関等と連携して、《いわゆる「社会モデル」の考え方も含めた》各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。また、各種啓発活動や研修等の実施に当たっては、障害のある女性は、障害があることに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする場合があるといった意見があること、障害のある性的マイノリティについても同様の意見があること、障害のあるこどもには、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることについても理解を促す必要があることに留意する。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人一人が障害者に対して適切に対応し、また、障害者や事業者等からの相談等に的確に対応するため、法や基本方針、対応要領・対応指針の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法や基本方針、対応指針の普及を図るととも

に、障害に関する理解の促進に努めるものとする。内閣府においては、障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイトにおいて、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例等の提供を通じ、事業者を含め社会全体における障害を理由とする差別の解消に向けた理解や取組の進展を図ることとする。

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 国民一人一人が法の趣旨について理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。このため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、《アクセシビリティにも配慮しつつ》多様な媒体を用いた周知・啓発活動に積極的に取り組む。

イ 障害のあるこどもが、幼児教育の段階からその年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のないこどもと共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる《、障害者権利条約が求める》インクルーシブ教育システム《の》構築を推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、こどもの頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のないこどもの保護者に対する働きかけも重要である。

ウ 国は、グループホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては、当該認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい。

3 情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消を推進するためには、事例の共有等を通じて障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることも重要である。内閣府では、引き続き各省庁や地方公共団体と連携・協力して事例を収集するとともに、参考となる事案の概要等を分かりやすく整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表・提供することとする。

事例の収集・整理に当たっては、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、特に障害のある女性やこども等に対し実態を踏まえた適切な措置の実施が可能となるよう、性別や年齢等の情報が収集できるように努めることとする。あわせて、海外の法制度や差別解消のための取組に係る調査研究等を通じ、権利条約に基づき設置された、障害者の権利に関する委員会を始めとする国際的な動向や情報の集積を図るものとする。